

自動車損害賠償保障制度に係る 最近の動きについて

国土交通省 自動車局
平成26年5月28日

1. 平成26年度運用益事業について	… P2
2. 被害者救済対策に係る意見交換会の開催	… P3-4
①平成25年度における開催概要	
②主な取組について	
3. 無保険車対策について	… P5-7
①無保険車に対する主な取組	
②無保険車対策の強化（平成25年度の主な取組）	
③無保険車対策の強化（平成26年度の主な取組）	
4. 政府保障事業の実施状況について	… P8
5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況	… P9
6. 独立行政法人改革について	… P10
7. 事業用自動車の安全対策の強化	… P11-14
①関越道高速ツアーバス事故を受けた国土交通省の対応	
②運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	
③運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策（主なもの）	
④事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能の強化	
【参考】交通事故の発生状況等について	… P15-16
①交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移（昭和25年～平成25年）	
②交通事故死者数、重度後遺障害者数及び介護料受給者数の推移	

1. 平成26年度運用益事業について

※主な事業を抜粋。単位未満は四捨五入。

国の運用益事業

被害者保護対策の充実

- 療護看護機能の強化((独)自動車事故対策機構運営費交付金) (25年度:6,772百万円の内数→26年度:6,893百万円の内数)
- 在宅重度後遺障害者のための短期入所受入体制の充実 (自動車事故医療体制整備事業) (25年度:185百万円の内数→26年度:185百万円の内数)

事故防止対策の充実

- 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化(自動車事故対策委託費) (26年度(新規):58百万円)

効率化した事業

- 自動車運送事業の安全総合対策事業の見直し (事故防止対策支援推進事業) (25年度:1,077百万円→26年度:1,008百万円)

民間保険会社の運用益事業

被害者救済対策の充実

- グリーフケア人材養成講座の運営支援・受講料補助 (26年度(新規):12百万円)
- 学童期・青年期にある高次脳機能障害者に対する総合的な支援に関する研究 (26年度(新規):12百万円)
- 交通事故被害者への情報提供・研修会開催費補助 (25年度:5百万円→26年度:9百万円)
- 訪問看護師の育成と活用促進事業支援 (25年度:9百万円→26年度:10百万円)
- 高次脳機能障害者の自動車運転再開認定基準の策定 (25年度:7百万円→26年度:8百万円)

事故防止対策の充実

- 自動車と自転車の事故を防止するための交通安全教育支援 (26年度(新規):17百万円)
- 優先配慮行動を促す道路上のコミュニケーションと交通安全に関する研究 (26年度(新規):5百万円)
- 体調変化に起因する事故を予防するためのモデル事業支援 (26年度(新規):6百万円)

効率化した事業

- 交通事故防止用機器の寄贈 (25年度:70百万円→26年度:65百万円)
- 交通事故無料法律相談事業支援 (25年度:887百万円→26年度:877百万円)
- 医療費支払適正化のための医療研修 (25年度:108百万円→26年度:103百万円)

JA共済の運用益事業

被害者救済対策の充実

- 交通事故被害者に対する情報提供支援の開始 (26年度(新規):5百万円)

事故防止対策の充実

- 生徒向け自転車交通安全教室の拡充 (25年度:120百万円→26年度:158百万円)

効率化した事業

- 救急医療機器等購入費補助 (25年度:500百万円→26年度:470百万円)
- 交通事故無料法律相談事業の支援 (25年度:66百万円→26年度:60百万円)

運用益事業の合計額 (平成26年度)

国	保険会社	J A 共済	合計額
約128.1億円 (0.9億円 (0.7%) 増)	約20.0億円 (0.2億円 (0.9%) 減)	15.6億円 (50万円 (0.03%) 増)	約163.7億円 (前年度比 0.7億円 (0.4%) 増)

①平成25年度における開催概要

概要

- 平成22年度より、被害者救済対策の課題を検討するため、被害者団体等と意見交換会を開催し、協力病院数及び利用者数の増加、短期入所協力事業の創設等の成果が現れてきたところであるが、被害者救済対策については、**引き続き検討する課題**が残されている状況。
- このため、親なき後問題の対応、災害時支援策等、**被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、引き続き、被害者団体等と意見交換会を開催。**

平成25年度の意見交換会

開催状況

【構成員】(敬称略)

有識者 赤塚 光子
(元立教大学教授)

被害者団体 桑山 雄次
(全国遷延性意識障害者・家族の会)

東川 悦子
(日本脳外傷友の会)

大塚 由美子
(脳外傷友の会ナナ)

沼田 孝市
(宮城県ゆずり葉の会)

他、NASVA、国土交通省

【開催回数】

年度内に、計4回開催

- 第1回 25年 9月18日(水)
- 第2回 25年11月 6日(水)
- 第3回 26年 1月23日(木)
- 第4回 26年 3月10日(月)



(第1回意見交換会)



(第4回意見交換会)

取りまとめ(実施する取り組み)の内容

① 相談支援事業の充実・強化

【検討課題】
被害者団体と連携した相談対応

【実施する取り組み】

- 国土交通省は、引き続き、被害者団体の概要等をホームページに掲載。
- NASVAは、引き続き、被害者団体と連携強化し、個別相談や被害者団体と共同した訪問支援を実施。

② 情報提供の充実

【検討課題】
事故直後の対応・支援制度を網羅的に集約した情報の周知

【実施する取り組み】

- 国土交通省は、公的支援制度等が網羅的に集約されたパンフレットを救急病院、損害保険会社等に提供。また、情報につながるのあるホームページを構築。
- NASVAは、パンフレット等を活用した周知を実施。

③ 親なき後問題に対応した情報提供の実施

【検討課題】
親が子を介護する家庭の親なき後に、子が安心して入所できる施設等の情報提供

【実施する取り組み】

- 国土交通省は、入所可能な施設・制度情報を地域毎に調査。
- NASVAは、親なき後に備えるための情報提供サイトの公開と訪問支援等を活用した情報提供を実施。

④ 協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

【検討課題】
在宅重度後遺障害者に対する短期入院・入所の新たな利用促進策

【実施する取り組み】

- 国土交通省は、新たな協力病院・施設の発掘と支援の見直し。
- NASVAは、療護センターの知見を活用した効果的な研修の実施と被害者団体主催の研修会等の周知。

⑤ 災害時の支援策の検討

【検討課題】
在宅重度後遺障害者に対する災害時の支援策

【実施する取り組み】

- 国土交通省は、公的防災対策制度の情報収集。
- NASVAは、災害に向けた備え等の周知と災害時の安否確認体制を整備。また、地域における支援の働きかけについて検討。

平成26年度の意見交換会

平成25年度の意見交換会の結果を踏まえ、実施する取組の進捗状況の確認や実施による新たな課題についての検討を行うために、引き続き、意見交換会を開催予定

情報提供の充実

平成25年度において、事故直後の対応・支援制度を網羅的に集約したパンフレットを作成。計80,000部を配布し、国交省HP(※)にも掲載。(※) <http://www.mlit.go.jp/common/001034458.pdf>

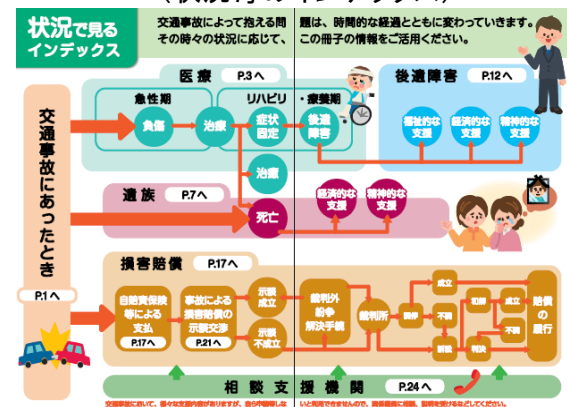
<主な配布先>

損保会社、MSW協会、相談支援専門員協会、交通事故相談所(自治体)

(表紙)



(状況毎のインデックス)



親なき後問題に対応した情報提供の実施

親が子を介護する家庭の親なき後に、子が安心して入所できる施設等の情報を集約し、HPに掲載予定。

<掲載情報例>

地域情報(受入れ施設・ショートステイ等)、財産管理方法

(掲載イメージ)

自動車事故による重度後遺障害者・家族が

「親なき後」に備えるための情報

サイトマップ

トップページ 親なき後問題とは 親なき後の財産管理 親なき後の生活資金の確保

サイドメニュー

本サイトについて

遅延性意識障害の方を
介護しているご家族へ

高次脳機能障害の方を
介護しているご家族へ

地域情報

■宮城県の地域情報

宮城県の受入れ施設・ショートステイについて知りたい

宮城県の成年後見制度の相談窓口

宮城県のその他の相談窓口

■神奈川県の地域情報

神奈川県の受入れ施設・ショートステイについて知りたい

神奈川県の成年後見制度の相談窓口

神奈川県のその他の相談窓口



協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

在宅重度後遺障害者に対する短期入院・入所について、各都道府県に一カ所以上の協力病院を確保したほか、平成25年度においては、国交省による短期入所協力施設の指定制度を創設。

また、NASVA療護センターによる協力病院・施設の看護師向けの研修を実施するとともに、NASVA職員による協力病院・施設と在宅介護者をつなぐコーディネート活動を実施。

<病院・施設の指定状況>

- ・短期入院協力病院: 126箇所
- ・短期入所協力施設: 8箇所
- ※平成25年度末現在

<研修実績>

- ・計20回
- (69病院、2施設、106人が受講)
- ※平成21~25年度累計

<協力病院の利用状況>

- ・平成22年度 延べ91人
-
- ・平成24年度 延べ222人

(国交省HPでの情報提供)

自賠責保険ポータルサイト

TOP 自賠責保険 交通事故にあったら 相手の自賠責保険に入っていないから? ひき逃げ事故にあったら? 遺族の後遺障害が? 交通

実際に事故にあったら?

短期入所協力施設 (平成25年10月1日現在)

※の付されている症状は要相談

東京都

社会福祉法人形勢会 特別養護老人ホーム/障害者支援施設新旗1ヶや広園

住所 東京都新宿区百人町4-5-1

連絡先 03-3367-1601

対象者の症状 脳損傷 (特1Ⅰ、Ⅱ種)、腎臓損傷 (特1Ⅰ、Ⅱ種)

施設からのお知らせ PDFファイルをご覧ください [PDF/838KB]

千葉県

社会福祉法人アコモード 特別養護老人ホームアコモード

住所 千葉県狹手子市有徳1559-2

連絡先 04-7181-6666

対象者の症状 脳損傷 (特1Ⅰ、Ⅱ種Ⅱ、Ⅲ種Ⅱ)、腎臓損傷 (特1Ⅰ、Ⅱ種Ⅱ)

◇無保険車に対する主な取組

自賠責制度の広報・啓発、街頭での取締り、保険加入状況の管理や駅前広場等における監視活動等を通じた無保険車対策を実施している。

四輪及び二輪に対する取組

■警察との街頭取締

- 地方運輸支局の職員等が、警察と協力して幹線道路等で月1回を目途に実施。
- 運転者に対し、自賠責保険証明書の掲示を求め、無保険車には警告書を発行する。返答がない場合に督促。

■自賠責制度の広報・啓発

- 毎年9月頃、関係省庁や保険会社と協力して、自賠責制度の重要性や必要性についてポスター、リーフレット等によりPRキャンペーンを実施。

幹線道路における街頭取締



H25年度ポスター



さらに

二輪に対する取組

■駅前における監視活動

- 地方運輸局が委託した指導員等が、駅前駐車場等で自賠責保険標章(ステッカー)を確認し、無保険車の疑いがある場合、ハンドルに通知書を付け、注意喚起。
- 発行後に返答がない場合に警告書を送付。

■保険加入状況管理業務

- 保険契約が確認できない軽二輪・原付の保有者に、国交省から警告はがきを発送し、注意喚起。

駅前広場における監視活動



警告はがき



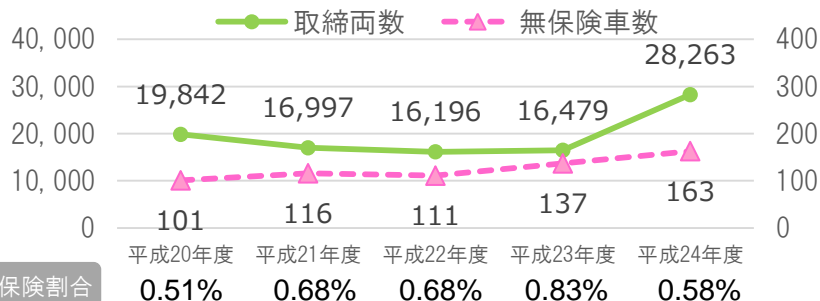
保険標章



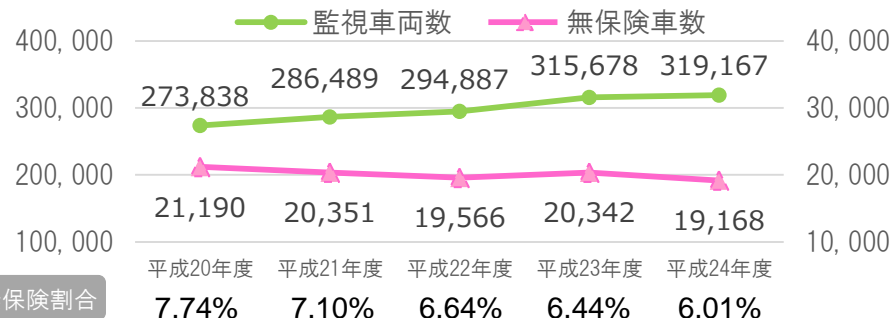
②無保険車対策の強化（平成25年度の主な取組）

無保険車に係る街頭取締及び監視活動の状況

街頭取締（四輪等・軽二輪・原付）



監視活動（軽二輪・原付）



- 無保険車の割合は、街頭取締では平成23年度と比較して減少、監視活動でも減少傾向にあるものの依然多く存在。
- このため、平成25年度から以下の取組により無保険車対策の強化を図った。

平成25年度の主な取組

※新規取組は下線

■自動車関連団体、市町村等と連携した無保険車の把握と保険加入の促進

- ・二輪販売店等への協力依頼（販売時の保険加入の徹底、修理・点検時の保険加入の確認、保険加入案内）→【点検時の付保チェックを推進】
- ・ガソリンスタンドへの協力依頼（給油時等における無保険車（無車検車）の確認及び国交省への通報、保険加入の案内）→【通報数25件】
- ・地方公共団体との連携（国による監視活動への協力依頼、職員への啓発）→【H25年度に新たに1地方公共団体と連携】
- ・大型商業施設、二輪使用業界との連携（監視活動への協力依頼、社員への啓発、広報協力）→【監視車両：242両。リーフレット配布：計700枚】
- ・大学との連携（監視活動の協力依頼、学生への注意喚起）→【監視活動：2大学】

■無保険車の確実な把握

- ・街頭取締、監視活動の実施→【年度取締計画：696回（前年度実績：465回）、年度監視計画：3,412回（前年度計画：3,335回）】

■把握した無保険車の保険への加入の徹底

- ・警告ハガキの発送→【発送ハガキ：56,955枚（前年度実績：56,960枚）】
- ・街頭取締のフォローアップ（警告書の発送、検認の督促）→【発送警告書：875枚（前年度実績：669枚）】

■広報・啓発方法の見直し

- ・若者への重点周知→【ファストフード店、二輪車販売店でポスター掲示（計300枚）、リーフレット配布（計17,400枚）】
- ・twitter等の活用→【国交省公式twitter及びインターネットテレビによる広報】

■無車検車対策との連携強化

- ・無保険車・無車検車通報窓口の開設（国交省HP上へのバナー掲載）→【通報数：40件】

③無保険車対策の強化（平成26年度の主な取組）

※強化する取組は赤字下線

■ハガキ送付による早期是正の促進 ＜送付対象を四輪車へも拡充＞



MOTAS(※)等

MOTAS等により無車検車・無保険車を抽出

(※)自動車登録車検業務管理電子情報処理システム



○車両の運行違反 ○罰則あり

無車検車・無保険車の使用者に対し、ハガキを送付し、車両の使用状況等についての説明を回答するよう要求。



○回答内容により、無車検車・無保険車の実態を把握・分析。
○失念による無車検・無保険を防止。
○回答のない者には再度ハガキで警告。

■ナンバー自動読取・カメラの活用

ナンバー自動読取装置・カメラを街頭検査の際等に設置し、読み取ったナンバーとMOTASの情報を突合し、無車検車・無保険車を捕捉。

通過車両を読取



突合



MOTAS

■無車検車・無保険車の把握の強化



検査標章・保険標章により確認

無車検車・無保険車であった場合

通報



国土交通省

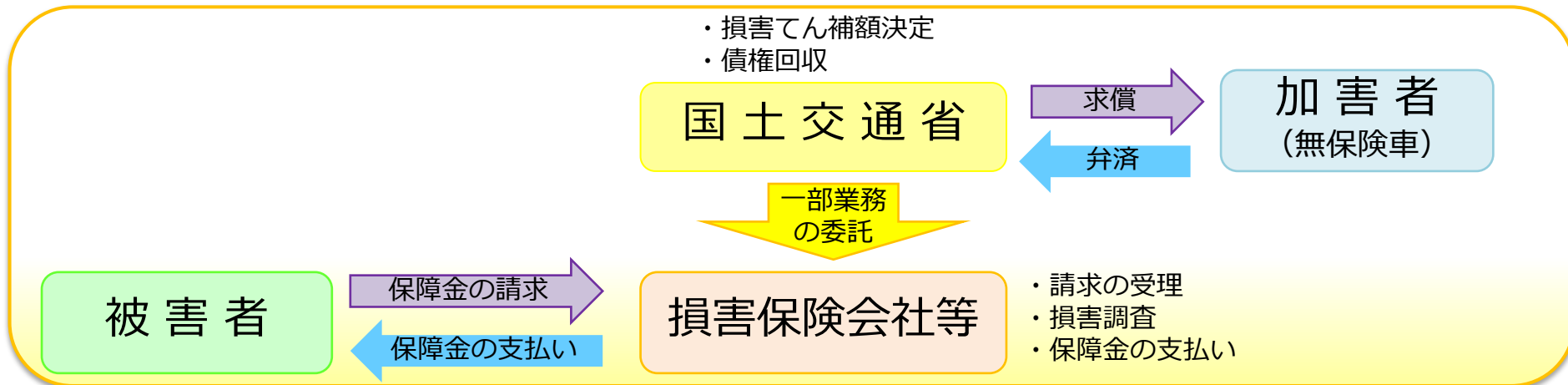
○ガソリンスタンドに加え、カー用品店、整備工場にも協力依頼。また、指導員の監視回数を増加するとともに、駐車監視員へも依頼。
○検査標章の視認性についても向上策を検討。

4. 政府保障事業の実施状況について

加害者が自賠責保険に加入していない（無保険車両）場合や、ひき逃げで加害者が不明である場合には、自賠責保険への請求ができないことから、被害者に対し、国が自賠責保険と同等の損害のてん補を行い被害者の救済を行うもの

※ 健康保険、労災保険等、他の手段によって救済される場合は、その分のてん補は行われない。

政府保障事業の流れ



政府保障事業の取扱件数・支払実績

	区分	受理件数 (件)	支払件数 (件)	支払保障金額 (百万円)
平成25年度 (速報値)	ひき逃げ	1,310	1,132	1,025
	無保険	344	261	956
	合計	1,654	1,393	1,981

政府保障事業の処理迅速化

政府保障事業は、他の手段では救済されない必要最小限の保障を行うものであり、事実確認等の手続きが多く、また、所要の期間も必要なことから、自賠責保険と比較すると相当の時間を要していた



事務処理の迅速化

- ・加害者への事実確認の方法の変更
- ・後遺障害審査会の開催回数増加

<事務処理の平均処理期間>

5. 0月（平成20年度）→3. 7月（平成25年度）

5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況 (平成26年度末現在)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

保険勘定 (自動車事故対策勘定)

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	7,800億円		7,800億円		当初
7年度	2,910億円		10,710億円		当初
8年度		1,544億円	9,166億円		補正
9年度		808億円	8,358億円		補正
12年度		2,000億円	6,358億円		当初
13年度		2,000億円	4,358億円		当初
15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
26年度末累計	10,710億円	6,860億円	4,358億円	1,156億円	

- 自動車安全特別会計から平成6年度及び平成7年度に一般会計に繰り入れた繰入金のうち、約6,000億円が未だに繰り戻されていない。
- 自動車安全特別会計への繰戻しの期限は、大臣間の合意により決められてきたところ。
- 平成23年度までに繰り戻すとの大臣間合意であったが、平成23年度予算案では繰り戻されなかったため、平成22年12月22日、期限を平成30年度までとする大臣間の合意を新たに交わした。

保障勘定

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	300億円		300億円		当初
7年度	190億円		490億円		当初
15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
26年度末累計	490億円	61億円	490億円	37億円	

合計

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
26年度末累計	11,200億円	6,921億円	4,848億円	1,193億円	

6,041億円

繰戻し期限

平成9年度から
平成12年度まで



平成13年度から
平成16年度まで



平成17年度から
平成23年度まで



平成24年度から
平成30年度までの間

平成6年2月10日 合意

{ 藤井裕久 大蔵大臣
伊藤 茂 運輸大臣

平成11年12月17日 合意

{ 宮沢喜一 大蔵大臣
二階俊博 運輸大臣

平成15年12月17日 合意

{ 谷垣禎一 財務大臣
石原伸晃 国土交通大臣

平成22年12月22日 合意

{ 野田佳彦 財務大臣
馬淵澄夫 国土交通大臣

平成26年度予算においても繰戻しがなされるよう協議したが、厳しい財政状況等を踏まえ見送られた。今後も着実な繰戻しを求めていく。

6. 独立行政法人改革について

独立行政法人改革については、行政改革推進会議等における議論を経て、平成25年12月に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。独立行政法人自動車事故対策機構については、業務の移管に関する指摘はなかったものの、当該方針等を踏まえ、今後、安全指導業務の民間参入促進や自動車アセスメント業務の充実等の必要な業務改革を実施予定。

※ 特別会計改革について、自賠責保険に係る自動車安全特別会計の保障勘定と自動車事故対策勘定に対しては、特段の指摘はなし。

行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会

—独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成25年12月20日）〈(独)自動車事故対策機構関係抜粋〉

- 本法人は、被害者援護業務、安全指導業務、自動車アセスメント業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 安全指導業務については、運輸業界全体の交通安全意識の向上を図る観点から、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、認定事業者となるよう積極的に働きかけるべきである。その際、民間参入を促進する取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図るべきである。
- 自動車アセスメント業務は、自動車ユーザーがより安全な車を選択しやすい環境を整え、安全性に対する意識の向上を図るとともに、自動車メーカーに対し、より安全な自動車の開発を促す啓発型の業務である。これは車両安全対策の主要な柱の一つであり、今後充実させていく必要がある。（略）
よって、自動車アセスメント業務は、引き続き本法人で実施することとし、安全指導業務の民間参入、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも当てていくことが適当である。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）〈(独)自動車事故対策機構関係抜粋〉

- 中期目標管理型の法人とする。
- 安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図る。
- 自動車アセスメント業務については、引き続き本法人で実施する。

事故概要

平成24年4月29日(日)未明、関越道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う重大な事故が発生。



国土交通省の対応

- 事故直後に「事故対策本部」を設置し、情報収集を実施
- 被害者相談窓口において、被害者の方々からの相談・要望に対応

- 緊急対策を実施(平成24年6月)
緊急重点監査の実施、利用者通報窓口の開設 等

- 全国一斉点検の実施(適宜実施)
国土交通省職員が停留所等において法令遵守状況を確認

- 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の策定(平成25年4月)
 - ・高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化
 - ・交替運転者の配置基準の設定
 - ・悪質事業者への集中的な監査・厳格な処分 等

平成25・26年度の2年間にわたり、同プランに掲げられた各施策を迅速かつ着実に実施し、実施状況のフォローアップ・効果検証を行うことによりバス事業の安全性向上・信頼回復に向けた取組を集中的に進める

● 新聞記事
(平成24年4月29日読売新聞)



● 一斉点検の様子
(平成24年7月 新宿にて)



② 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

事故概要

平成26年3月3日(月)未明、北陸道上り線の^{おやべがわ}小矢部川サービスエリアにおいて、高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客・乗員2名が死亡、乗客や衝突されたトラック運転者等の合計26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生。事故前に運転者が意識を消失していた可能性があるとみて、事故原因を調査中。



<対策の基本的な考え方>

平成26年4月18日発表

- 健康・過労事故の想定されるあらゆるリスクに対しソフト・ハードの総合対策を何重にも講じる。リスクをできるだけ上流の段階で摘み取るとともに、万が一の場合でも、乗客等の安全を確保。
- 運転者不足や対策推進のための環境整備など、構造的な問題改善にも取り組む。
- 原因究明を進め、追加対策の必要が生じた時点で、随時検討を行う。

疾病や過労の未然防止、
早期治療・是正

平時からの健康管理・増進、
疾病や過労の早期発見・治療、
適切な運行管理の環境整備
(平時からのリスクの低減)

点呼時や運行中の
予兆把握と対処

疾病予兆、過労発見時に
適切に判断、
乗務や運行を中止

万が一の疾病発症等
にも確実に対応

異常発生時も
先進安全技術等により
乗客等の安全を確保

あらゆるリスクを、リスクが小さうちに、できるだけ上流で摘み取る。

万が一の場合でも、乗客や他の交通の安全を確実に確保。 12

③ 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策（主なもの）

疾病や過労の未然防止、 早期治療・是正

- ◎ **家族・職場と一体**となった**健康増進**
- ◎ **健康診断とフォローアップ**の徹底、**主要疾病の検査受診促進**
- ◎ 働く人それぞれの**疲労度や体調に**応じた**きめ細やかな労務管理**の浸透
→ 事業者、ドライバー向け指針の策定
（「健康管理マニュアル」改訂）など

短期（制度）

点呼時や運行中の 予兆把握と対処

- ◎ 点呼時や運行中の**疾病予兆等、乗務・運行中止の判断目安づくり**
→ 事業者、ドライバー向け指針の策定
（「健康管理マニュアル」改訂）など
- ◎ 運転者の状態を把握し、**運行継続/中止を判断するための体制整備**
→ 義務付け

短期（制度）

短期（制度）

万が一の疾病発症等 にも確実に対応

- ◎ **緊急時の対応方策等**の検討
→ 関係団体、省庁等により緊急時にとるべき方策について課題整理

短期（制度）

ソフト面の対策
（人を中心とした対策）

上流側での対策

- ◎ **睡眠計などヘルスケア機器の日常生活での積極活用**
→ 補助対象機器の追加拡充

短期（予算）

- ◎ 運転者の**体調異常を検知し、警報するシステム**や、**ヘルスケア機器と連携した次世代運行管理・支援機器の早期普及**
→ 補助対象機器の追加拡充

短期（予算）

- ◎ **衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及**

短期（予算）

- ◎ **体調異常を検知し、自動停止するシステムの開発加速**

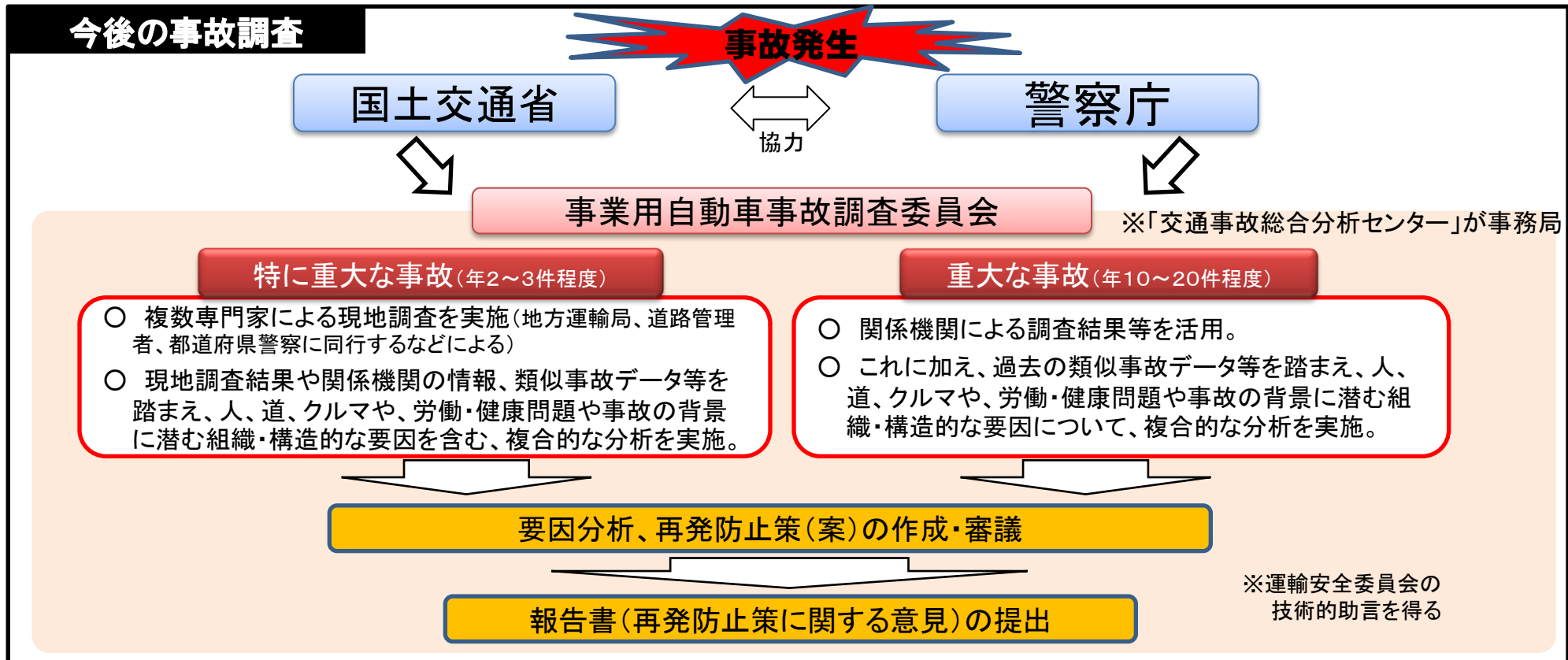
中期（技術開発）

ハード面の対策
（先進安全技術の積極活用）

下流側での対策

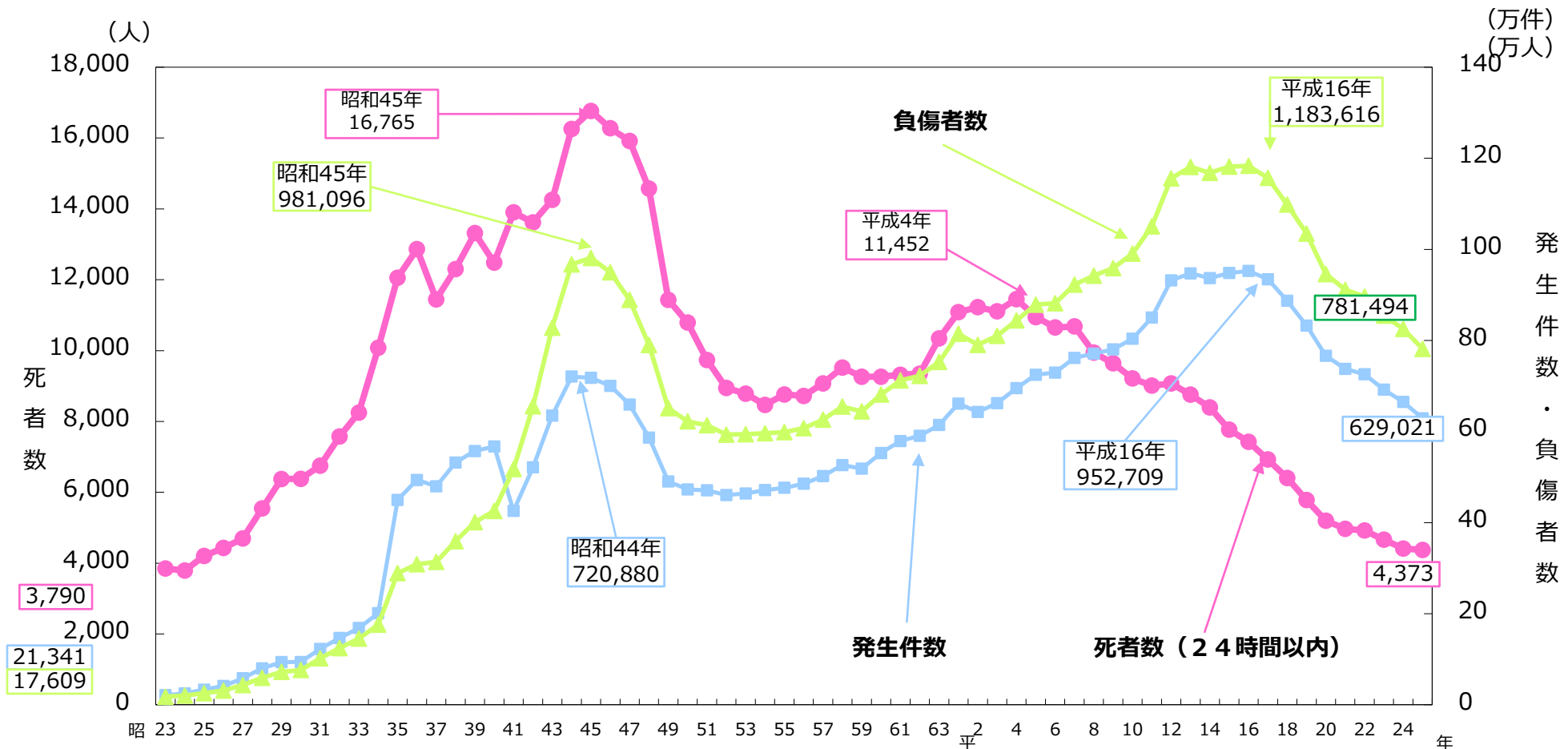
優良事業者評価制度の機能強化など健康・過労対策のインセンティブ充実により積極取組みを加速、下支え

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められているところ。
- このため、国土交通省自動車局、道路局及び警察庁交通局の協力の下、外部委託により「事業用自動車事故調査委員会」を設け、事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言を行わせることとする(平成26年度から実施)。



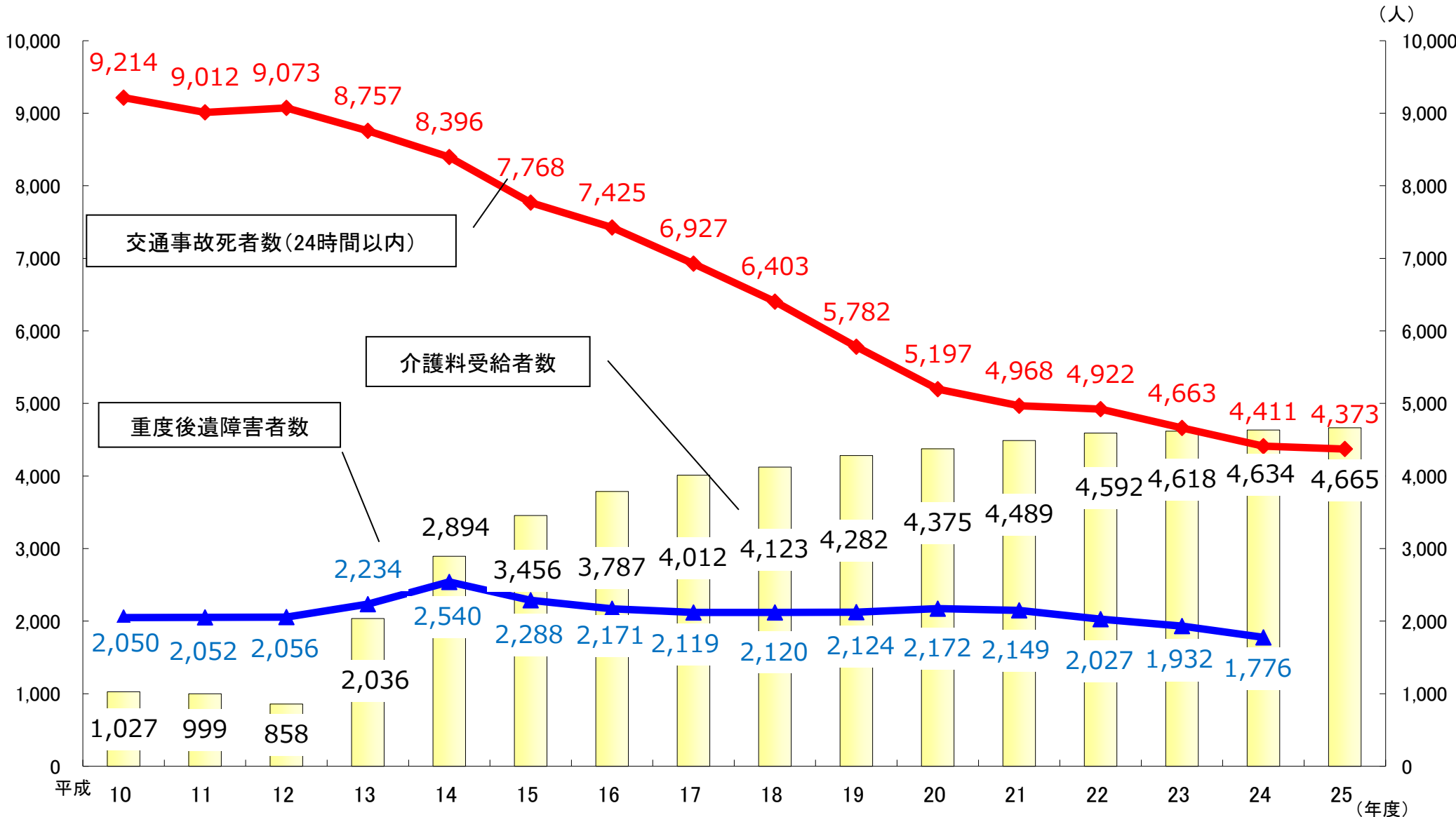
【参考】①交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移（昭和25年～平成25年）

平成25年中の交通事故による死者数は、4,373人と13年連続で減少し、ピーク時（昭和45年＝16,765人）の3割以下となった。また、平成16年に過去最悪を記録した交通事故発生件数及び負傷者数も9年連続で減少した。



- ※1. 昭和34年までは、軽微な被害事故（8日未満の負傷、2万円以下の物的損害）は含まない。出所：警察庁「交通事故統計」
- ※2. 昭和40年までの件数は、物損事故を含む。
- ※3. 昭和46年までは、沖縄県を含まない。

【参考】②交通事故死者数、重度後遺障害者数及び介護料受給者数の推移



※24時間死者数は暦年

※介護料受給者数は独立行政法人自動車事故対策機構より介護料の支給を受けた人数

※重度後遺障害者数は、後遺障害等級表（自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二）の別表第一に該当する介護を要する後遺障害及び別表第二の1～3級に該当する後遺障害等級の認定を受けた自賠責保険の支払い件数